

1 平塚市空家等対策協議会

(1) 平塚市空家等対策協議会規則

平成 29 年 3 月 16 日
規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成 25 年条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、平塚市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の例による。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (4) その他空家等に関する施策の推進に関し市長が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 協議会の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 平塚市自治会連絡協議会の代表者
- (2) 平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
- (3) 法務に関する学識経験者
- (4) 不動産に関する学識経験者
- (5) 建築に関する学識経験者
- (6) 空家等対策に関する学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第6条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、まちづくり政策部まちづくり政策課で処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 平塚市空家等対策協議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

(敬称略・順不同)

	法第7条第2項の 例示による区分	氏名	所属団体等
1	地域住民	はまじま あきら 濱島 輝	平塚市自治会連絡協議会
2	学識経験者 (福祉)	しょうじ ふみひろ 庄司 史弘	平塚市民生委員児童委員協議会
3	学識経験者 (法務)	たかぎ しんじ 高木 真治	神奈川県司法書士会
4	学識経験者 (不動産)	おくやま まこと 奥山 誠	(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会 湘南中支部
5	学識経験者 (不動産)	ひびの ゆうじ 日比野 有二	(公社) 全日本不動産協会神奈川県本部 西湘支部
6	学識経験者 (建築)	くろべ こうじ 黒部 光司	(一社) 神奈川県建築士事務所協会
7	学識経験者	かとう ひとみ ◎加藤 仁美	東海大学
8	学識経験者	やまおか よしたく ○山岡 義卓	神奈川大学
9	市長	おちあい かつひろ 落合 克宏	平塚市

(3) 平塚市空家等対策協議会検討経過

	開催日	検討内容
第1回	平成29年 6月23日(金)	○ 平塚市空家等対策協議会の概要について ○ これまでの経過と本市空家等の概況について ○ 平塚市空家等対策計画(素案たたき台)について ○ 今後のスケジュールについて
第2回	平成29年 8月23日(水)	○ 前回会議の意見整理と本市空家等の概況 ○ 平塚市空家等対策計画(素案)について
第3回	平成30年 2月1日(木)	○ パブリックコメントの対応について ○ 平塚市空家等対策計画(案)について ○ 意見交換

2 庁内検討組織

(1) 平塚市空家等対策調整会議

関係部長により構成し、本計画及び本市空家等対策に関する庁内調整、重要事項の検討を行います。

■委員構成（8部）

まちづくり政策部長（座長）、環境部長（副座長）、
企画政策部長、防災危機管理部長、市民部長、福祉部長、土木部長、消防長

(2) 平塚市空家等対策推進会議

関係課長により構成し、本計画に関する課間調整や個別案件についての意見聴取を行います。

■委員構成（13課）

まちづくり政策課長（座長）、建築指導課長（副座長）、
企画政策課長、危機管理課長、協働推進課長、福祉総務課長、
高齢福祉課長（H.29.2.～）、地域包括ケア推進課長（H.29.4.～）、環境政策課長、
循環型社会推進課長、土木総務課長、予防課長、消防署長
※災害対策課長（～H.29.3）

(3) 平塚市空家等対策ワーキングチーム

関係課職員により構成し、本計画についての検討のほか、空家等対策に関する資料作成や個別の案件対応等について連絡・調整等を行います。

■委員構成（13課）

危機管理課、固定資産税課、環境政策課、協働推進課（H.28.9.～）、
福祉総務課（H.28.9.～）、高齢福祉課（H.28.9.～）、
地域包括ケア推進課（H.29.4.～）、循環型社会推進課、まちづくり政策課、
建築指導課、土木総務課、予防課、消防署管理担当
※災害対策課（～H.29.3）、納税課（～H.29.3）

3 計画策定までの経過

(1) 協議会等開催経過

	平塚市空家等 対策協議会	空家等対策調整会議 (関係部長)	空家等対策推進会議 (関係課長)	空家等対策 ワーキング	検討の状況
平成28年				●第1回	庁内案の 検討
6月					
7月			●第1回	●第2回	
8月				※自治会アンケート実施	
9月				●第3回	
10月					
11月				●第4回	
12月			●第2回		
平成29年				●第5回	
1月					
2月					
3月			●第3回		
4月		●第1回			素案の 検討
5月				●第6回	
6月	●第1回				
7月			●第4回		
8月	●第2回				
9月		●第2回			
10月					策定案の 検討
11月	パブリックコメント手続の実施				
12月			●第5回	●第7回	
平成30年					
1月					
2月	●第3回	●第3回			
3月					
↓ ↓ ↓ ↓ ↓					
計画の策定・公表					

(2) パブリックコメント手続の概要

○実施期間

平成29年11月3日（金）から平成29年12月4日（月）まで

○意見

17件（7人、1団体）

4 自治会アンケートの実施概要

(1) 実施目的

自治会へのアンケート調査を通じて、各地区に存在する空家等の概要及び住民（及び自治会）の空家等に対する意識を把握し、平塚市空家等対策計画のための基礎資料とするもの。

(2) 実施方法

自治会連合会を通じ、各単位自治会へアンケート用紙を配付して実施。

(3) 実施期間

平成28年6月22日（水）から平成28年8月24日（水）まで

(4) アンケート対象

192単位自治会（集合住宅自治会を除く全単位自治会）

(5) 回答数

188（回答率97.9%）

5 空家等に関する Q&A

Q.1

空家等を放置してしまうと、どうなりますか。

A.1

住宅等は人が住まなくなると、通風がなくなり、湿気がこもったりすることで急速に劣化が進みます。家屋の劣化により、外壁が剥落したり、建具が飛散したりすること、また、庭木や生垣等が成長し、敷地外に越境することなどが考えられ、周辺等へのリスク・影響が大きい状況（外部不経済）を招きます。

このような適正に管理されていない空家等（管理不全空家等）は、その所有者等に対して法に基づく助言・指導を行い、必要な是正や適正な管理を促します。それでも改善が見られず、周囲への影響が著しいと考えられる場合には、特定空家等（法第2条第2項）に認定することもあります。（関連項目：第3章 基本施策Ⅲ）

Q.2

特定空家等に認定されると、どうなりますか。

A.2

法に基づいて特定空家等に認定されても、直ちに不利益な処分等はありませんが、法14条第1項による特定空家等の所有者等への助言・指導を行っても状況が改善されない場合には、同条第2項による是正や除却に関する「勧告」を行います。

この「勧告」がなされると、平成27年に一部改正された地方税法に基づき、住宅用地に対する固定資産税等の課税標準の特例（いわゆる住宅用地特例）から除外されることとなり、固定資産税等の税額が上がってしまうことがあります。さらに法に基づく「命令」（同条第3項）や「代執行」（同条第9項、第10項）の対象となることもあります。（関連項目：第3章 基本施策Ⅲ）

Q.3

所有する空家等により、他人の生命や身体、財産に損害を及ぼした場合、どうい
うことが考えられますか。

A.3

住宅等については、その占有者(または所有者)が適正に管理する義務があります。

そのため、空家等の管理不全に起因して他人に損害を与えた場合、民法上の工作物
責任(民法717条)が問われることがあるほか、その損害が空家等からの火災(失
火)によるものである場合には、所有者等に対して、いわゆる失火責任法での重大な
過失(老朽化の放置や建築物の保存の瑕疵など)が認められることも考えられ、どち
らの場合でも所有者等が損害賠償責任を負う可能性があります。(関連項目:第2章
6・7)

Q.4

自宅が空家等となってしまうまい、処分等についてあらかじめ意思を決めて
おきたいのですが、どのようなことが考えられますか。

A.4

現在の住宅等を今後、親族等が引き継いで管理することが可能であるかどうかなど、
住まいの将来について、あらかじめ親族間等で十分に話し合っておくことが重要です。

管理することができないようであれば、空家等になってしまった後、放置してしま
うことがないよう、売却や賃貸等の利活用についても検討していただきますようお願い
いたします。(関連項目:第2章9、第3章 基本施策IV)



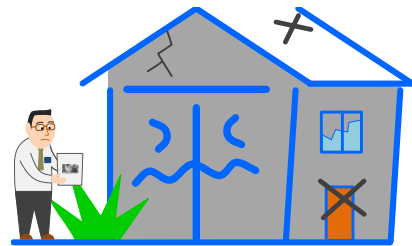
Q.5

古い家を相続しましたが、このまま使えるかどうかわかりません。どうしたらよいですか。

A.5

家屋の老朽化が激しい場合、建築士や土地家屋調査士、不動産事業者などに相談して、建物調査や耐震診断等を行うことが考えられます。

なお、相続によって取得した空家等を売却する場合は、「空き家の発生を抑制するための特別措置」により譲渡所得の特別控除を受けられる場合がありますので、本市空家等相談窓口または税務署にご相談ください。(関連項目:第3章 基本施策Ⅱ・Ⅳ)



Q.6

親が所有していた空家等について、相続放棄の手続きを取りました。管理する義務はありますか。

A.6

空家等の所有者が亡くなり、相続が発生した際に、相続人が財産の相続を放棄することを相続放棄といいます。相続放棄により財産の承継は行われませんが、次の相続人や管理者が相続財産の管理を始めることができるまでは、最後の相続放棄者がその財産の管理を継続しなくてはなりません(民法940条)。

したがって、相続放棄をしたからといって、その時点で空家等の管理に関する責任が全てなくなるわけではなく、そうした状況において、空家等が第三者に損害を与えてしまった場合には、賠償請求(Q3参照)がなされることも考えられますので、適正な管理に努めていただきますようお願いいたします。(関連項目:第3章 基本施策Ⅲ)

Q.7

所有する空家については、年に数回程度、現地を訪れて管理をしています。それでも空家等として指導されることはありますか。

A.7

法令等の規定上、空家等については、「居住」や「使用」していないことが常態であることが条件です。この「使用」には「管理」は含まれないと解されるため、この場合、管理はされているものの「居住」や「使用」はしていないものと考えられ、管理空家等として扱います。さらに、その空家等の状態が周囲に影響を及ぼす状態であるならば、客観的にみて「管理」もされていない管理不全空家等であるものと判断し、法に基づき、適正管理について指導等を行います。（関連項目：第1章 6）

Q.8

遠方に住んでおり、空家等の管理が難しい状況です。どのように管理したらよいですか。

A.8

所有する空家等を自ら管理することが難しい場合には、空家等の管理代行を行っている民間事業者やNPO団体等に依頼することが考えられます。料金等は事業者や管理内容によって異なります。また、売却や賃貸により不動産市場への再流通させるなど、利活用についてもご検討ください。（関連項目：第3章 基本施策Ⅱ・Ⅳ）

Q.9

土地の所有者と家屋の所有者が違う場合、助言や指導する対象は、どちらになりますか。

A.9

法及び本計画において空家等とは、空家となっている建築物（及び附属する工作物）と、その敷地（立木等も含む）のことを指すものと定義しています。したがって、この場合には、土地、家屋の所有者等双方に対して、同様の助言・指導を行うこととな

ります。なお、所有者等に関する調査をしてもどちらか一方の所有者が判明しない、連絡が取れない場合などは、判明している所有者等にのみ助言・指導を行うこともあります。（関連項目：第3章 基本施策Ⅲ）

Q.10

隣の家が空家等であり、敷地にある樹木の枝等が自宅敷地に入り込み、困っています。どうしたらよいですか。

A.10

まずは、本市の空家等相談窓口（まちづくり政策課）にご相談ください。空家等は所有者等の財産であることから、本市においても所有者等に断りなく伐採等を行うことはできませんので、所有者等を調査し、所在や連絡先が確認できた所有者等に対して適正に管理するよう助言・指導を行います。本市では空家等の担当部署のほか、必要に応じて環境部門や道路部門、消防署などの関連する部署と連携して対応します。



なお、民法上（第233条）、隣地から越境してきた枝については、その所有者の許可なく伐採等を行うことはできません。（関連項目：第3章 基本施策Ⅲ）

Q.11

なぜ、空家等が増えているのですか。

A.11

様々な要因が考えられますが、本計画第1章で述べたとおり、①人口減少により、住宅ストックが過剰になっていること、②高齢化の進展により、死亡による相続が増えているが、核家族化の進展に伴って相続人が別居しているケースが多いとみられることなどの社会的な要因が大きいものと思われます。

また、その結果生じた空家等を解体してしまうと、住宅用地特例から除外されることから、固定資産税等の増加を避けるために空家等をそのままにしておくケースが少なくないものと考えられます。（関連項目：第1章 2）

6 空家等に関する関係法令

空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）

平成26年法律第127号

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければ

ならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。